

富田林市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第183条の3の規定による文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下「文化財保存活用地域計画」という。）の作成等に資するため、法第183条の9の規定に基づき、富田林市文化財保存活用地域計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 文化財保存活用地域計画の策定及び変更に係る調査及び審議に関すること。
- (2) 文化庁長官の認定を受けた文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整及び助言に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化財保存活用地域計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 歴史及び文化に関する識見を有する者
- (2) 文化財保護に関する識見を有する者
- (3) 指定文化財の所有者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 公職等にあることにより委嘱された委員は、当該理由がやんだときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、文化財担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる協議会の招集は、教育長が行う。